

平成31年1月7日県営土地改良事業（鹿角第二地区（高清水工区）公害防除特別土地改良事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、公告する。

平成31年1月15日

秋田県知事 佐竹 敬久